

## 遵守事項

- 1 使用者は、許可の期間中その公共用物(水路)の見やすい場所に、別記様式の標示板または標杭を設置すること。
- 2 使用者について相続・合併等があった場合に、使用を承継しようとするときは、承継届を提出すること。
- 3 使用許可に係る権利を他人に譲渡、あるいは貸し付け、または担保に供してはならない。
- 4 期間満了後も引き続き使用しようとする場合、また許可に係る事項を変更しようとする場合は、その一ヶ月前までに、それぞれ許可申請書、許可事項変更申請書を提出し、許可を受けること。
- 5 使用者は、常に通水に支障のないよう維持管理をし、公共用物(水路)に異常を認めたとときは、速やかにその旨を報告すること。
- 6 使用の終了等があったときは、速やかに公共用物(水路)を原状に回復し、10日以内に終了届を提出すること。
- 7 許可書に記載されている内容及び条例・規則に違反したときは、許可を取り消し、あるいは使用を差し止め、またはその条件を変更することがある。
- 8 使用または収益に伴い水路管理者に損害を与え、あるいは第三者と紛争を生じたときは、使用者の責任において損害を賠償し、または紛争を解決すること。
- 9 住所・氏名・名称等を変更したときは、速やかに変更届を提出すること。

第4号様式

使 用 公 共 用 物 収 益 許 可 標 示 板
1 使用者の住所及び氏名 住        所 氏        名 (名称及び代表者氏名)
2 許可年月日及び番号 年        月        日付け                春土第 - 号
3 公共用物の種類
4 目        的
5 数        量
6 許 可 期 間 年        月        日から                年        月        日まで

(備考)

大きさは、縦26センチメートル、横36センチメートル程度とする。

第5号様式

左 側 面

正 面

右 側 面

数 種 許 量 類 可 期 間 年 年 月 月 日 日 ま から で
--

目 公 的 共 年 用 月 物 日 収 使 付 益 用 け 許 可 標 杭 春 土 第 号
--

住 許 所 を 氏 受 名 け 名 た 称 者 及 の び 住 代 所 表 及 者 び 氏 氏 名 名
---

(備考)

大きさは、方10センチメートル、高さ地上1メートル程度とする。ただし、電柱類は上記内容を直接に記載、あるいは記載したものを掲示して代えることができる。